

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する 宿泊サービス事業の指針」の概要

1 目 的

通所介護事業所で事業者が宿泊サービスを提供する場合に最低限遵守すべき指針（ガイドライン）となる事項を定めることにより、利用者の尊厳保持及び安全確保を図る。

2 適用の対象

通所介護事業所の設備の一部等を使用して、通所介護事業の営業時間外に、利用者に宿泊サービスを提供する事業所のうち県が所管するもの

○ただし、政令市、中核市、市町村所管の事業所についても、類似の指針等が定められていない場合は、この指針に準じて取扱う。

○通所介護事業所と同一建物内の指定区画外または同一敷地の別の建物内において宿泊サービスを提供する場合も含む。

○有料老人ホーム等他法・他制度に該当しないもの

3 主な指針

（１）基本方針

○宿泊サービスの利用は、原則、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所を含む）の介護支援専門員等が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）への位置付けが必要であり、そのケアプランは適切なアセスメント及びサービス担当者会議の開催等一連のプロセスを経たものであること

（２）提供日数

○短期間の利用として宿泊サービスを提供

○利用者のやむを得ない事情により連続利用する場合でも、原則３０日以内

○連泊の上限３０日を超える場合は、介護支援専門員等が実施状況の把握（モニタリング）を行い、期間延長の是非を判断

○要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えない（年間の最大利用日数は、トータルでおおむね半年以内が目安）

○居宅サービス計画作成に当たり、要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超える場合、市町村が介護支援専門員等に事前相談を求める場合には、あらかじめ調整を行う。

（３）人員配置

○夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時、１名以上配置

○責任者を定める。

（４）宿泊設備

- 利用定員は通所介護事業所の定員の２分の１かつ９人以下
- 車椅子利用者への対応として、段差の解消や廊下幅の確保等の配慮
- 宿泊室の面積
＜個室＞１室あたり 7.43㎡以上 ＜それ以外＞１人あたり 7.43㎡以上
- 多床室の定員は１部屋あたり ４人以下
- 個室以外はパーティション等によりプライバシーを確保（カーテン不可）
- 男女同室とならないよう配慮
- 宿泊設備の基準を著しく下回る行為（著しく狭い空間での雑魚寝、プライバシーのない状態でのおむつ交換など）は、高齢者虐待に該当する可能性があり、利用者の尊厳と権利擁護に配慮
- 消防法その他法令上規定された設備の確実な設置
- 定員に対する要介護３以上の利用者の割合が半数以上の場合は、スプリンクラー設備を確実に設置することとし、割合が半数以上でない場合も、スプリンクラー設備を設置するよう努めること

（５）運営関係

- 事前に利用申込者又は家族に、サービス内容等について説明し、同意を得る。
- ４日以上連続利用予定者は、宿泊サービス計画を作成
- ４日未満の利用者も反復的・継続的に利用する予定の者は計画を作成すること
- 緊急時等の対応（主治の医師や協力医療機関への速やかな連絡など）
- 衛生管理上必要な措置（布団カバー、敷布等は利用者１人ごとに洗濯したものと取り替えるなど）
- 苦情処理受付窓口の設置
- 事故発生時の対応（市町村への事故報告など）
- 県及び市町村が行う調査への協力
- 利用者に対する宿泊サービスの提供に関する記録を整備し、その完結した日から ５年間保存すること

４ その他

- 宿泊サービスを行う事業者は、この指針で定める内容以上のサービス提供を目指すことを望む。
- 日中の通所介護サービスの提供に支障を来さないことが原則であり、運営規程を別に定め、通所介護と宿泊サービスの提供時間と会計は明確に区分
- 有料老人ホームに該当する場合（通所介護の指定区画外の宿泊場所に、実質的な「居住」利用者がいる場合）や旅館業法の適用を受ける場合（当該通所介護事業所の利用者以外の者を「業」として宿泊させる場合）には、関係法令に基づく手続きをとることを求める。
- 宿泊サービスを実施する事業者は、事前に指定権者へ届け出ること